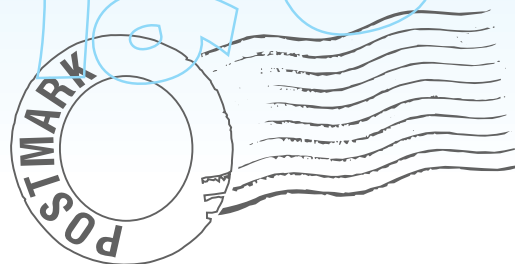


Genki の Navi Navi

vol.19 13-02

2013年11月号



特集 「消費税率の引上げと印紙税の改正」

〒635-0074

大和高田市大字市場中町793-4

発行所 辻井賢博税理士事務所 責任者 辻井 賢博

TEL 0745-53-0505~6 FAX 0745-22-9858

E-mail office-tsuji-0@helen.ocn.ne.jp

HP <http://辻井税理士.jp>



今年もあと残すところ1月余。いつものように慌ただしくこの1年も暮れてしまうのだろうか。時間に追われて生きている現実に辟易しつつ、それでも何とか自分らしさを失わずに生きていたいと願うのは凡人の常。気を取り直し、ちょっと早いがこの1年を振り返る。

ちょうど1年前、3年余、政権政党であった民主党が衆議院議員選挙で自民党に敗れる。新たに誕生した自民党・安倍政権は、矢継ぎ早に「アベノミクス」といわれる政策を打ち出す。金融緩和、財政出動、成長戦略。さまざまな批判をものともせず、異常な円高は円安に振り子を戻し、東証の平均株価は、一挙に倍増した。そして円安に伴う輸入関連物価の上がり後に後れを取るまいと政府は大企業に対し従業員の賃金水準の向上を促す。長く日本経済を

覆うデフレ経済脱却への果敢な挑戦。そうしたなか2020年の東京オリンピック誘致の成功は、安倍政権に大きな自信をもたらした。こうした成功体験を背景に安倍政権が来年4月から実施予定の消費税率引上げを閣議決定したのは、したたかな計算で裏打ちされた帰結であるようだ。しかしながら、円安も対ドル100円を境にジリジリ、証券市場も5月以来14,000~15,000円台を行ったり来たり。来年はFRBの量的金融緩和の縮小も予想され、予断を許さぬ状況だ。この10月、政府与党は民間投資活性化等のための税制改正大綱を公表、同15日から始まっている臨時国会では産業競争力強化法案、国家戦略特区関連法案、特定秘密保護法案など重要案件の審議が続いている。更にもう1月もしないうち平成26年度税制改正大綱が公表される。来年は、戦後レジームからの脱却を唱える安倍政権、そして日本経済にとっても正念場となるだろう。

一方、日本経済を実質的に支えている数多くの中小企業の現実はいまなお厳しい。「アベノミクス」の恩恵は未だ至らず、上からのコストダウン圧力や伸び悩む売上に喘ぎ、自らの報酬を切り下げることが甘受し、さまざまな不安を抱え込みながらも、企業継続に不断の努力を続けている。景気浮揚の福音が聞こえる日を待ちつつ、今日も薄明りの中、手探りの日々は続く。

明日のことはわからない。クヨクヨしてもバタバタしてもしかたなし。だからこそ、元気を出して前向きに、そして時には心静かに瞳を閉じて、今、すべきこと、粛々と実行するのが正道か。明日、天気にな~れ。「元気 NAVI、NAVI」

■政府が消費税率の引上げを正式決定

【1】消費税率の引上げ

安倍首相は、平成25年10月1日の閣議で、平成26年4月1日から消費税率及び地方消費税率につき、現行の5%から8%に引上げる決定をしました。一方、平成27年10月1日から予定されている10%への引上げは「経済状況を勘案して判断時期を含めて適切に判断する。」と保留しました。



適用開始日 区分	現 行	平成 26 年 4 月 1 日	平成 27 年 10 月 1 日 (保留)
消費税率	4. 0%	6. 3%	7. 8%
地方消費税率	1. 0%	1. 7%	2. 2%
合 計	5. 0%	8. 0%	10. 0%

【2】特定新規設立法人の事業者免税点制度の不適用制度の創設

(1) 制度の概要

その事業年度の基準期間^(注)がない法人で、その事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円未満の法人（新規設立法人）のうち、次の①、②のいずれにも該当するもの（特定新規設立法人）については、当該特定新規設立法人の基準期間のない事業年度に含まれる各課税期間における課税資産の譲渡等について、納税義務が免除されないこととなりました。

(注) 基準期間とは、原則として、その事業年度の前々事業年度をいいます。

①	その基準期間がない事業年度開始の日において、他の者により当該新規設立法人の株式等の50%超を直接又は間接に保有される場合など、他の者により当該新規設立法人が支配される場合（特定要件）に該当すること。
---	---

②	上記①の特定要件に該当するかどうかの判定の基礎となった他の者及び当該他の者と一定の特殊な関係にある法人のうちいずれかの者（判定対象者）の当該新規設立法人の当該事業年度の基準期間に相当する期間（基準期間相当期間）における課税売上高が5億円を超えていること。
---	---

(2) 適用開始期間

平成26年4月1日以後に設立される新規設立法人で、特定新規設立法人に該当するものについて適用されます。

《改正前》

その基準期間がない事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円未満の法人は、当該基準期間がない事業年度（課税期間）の納税義務が免除される。

資本金 1,000 万円未満の 法人を設立	設立1期目 (基準期間なし) 免税事業者	設立2期目 (基準期間なし) 免税事業者	設立3期目 原則、基準期間の課税売上 高で納税義務を判定

《改正後》

その基準期間がない事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円未満の法人であっても、(1)の①、②のいずれにも該当する場合には、当該基準期間がない事業年度（課税期間）の納税義務は免除されない。

資本金 1,000 万円未満の 法人を設立	設立1期目 (基準期間なし) 課税事業者	設立2期目 (基準期間なし) 課税事業者	設立3期目 原則、基準期間の課税売上 高で納税義務を判定

■金銭又は有価証券の受取書に係る非課税範囲の拡大



現在、「金銭又は有価証券の受取書」については、記載された受取金額が3万円未満のものが非課税とされていますが、平成26年4月1日以降に作成されるものについては、受取金額が5万円未満のものについて非課税とされることとなりました。

(注)「金銭又は有価証券の受取書」とは、金銭又は有価証券を受領した者がその受領事実を証明するために作成し、相手方に交付する証拠証書をいい、「領収証」、「領収書」、「受取書」や「レシート」はもちろんのこと、金銭又は有価証券の受領事実を証明するために請求書や納品書などに「代済」、「相済」、「了」などと記入したもの、さらには、「お買上票」などと称するものでその作成の目的が金銭又は有価証券の受領事実を証明するために作成するものであるときは、金銭又は有価証券の受取書に該当します。

■不動産契約書及び建設工事請負契約書の印紙税の経過措置の延長及び拡充

「不動産譲渡契約書」及び「建設工事請負契約書」については、平成25年4月1日から平成30年3月31日までに作成されるものについて、印紙税の軽減措置が適用されます。また、平成26年4月1日以降作成されるものについては、契約金額が1千万円超の印紙税について、さらに軽減措置が拡充されることとなりました。

* これまでは、平成9年4月1日から平成25年3月31日までに作成される契約書について軽減措置の対象とされていました。

詳しくは、国税庁HP <http://www.nta.go.jp/>

税について調べる ⇒ 一般的な税の情報 (パンフレット・手引き) ⇒ 印紙関係

行列のできる！？税理士事務所

Genki Navi Navi

町田：本日より始まりました！「行列のできる！？税理士事務所」です。

加納：町田さん、張り切ってるねー。

高梨：ちょっと化粧濃いんじゃないですか？

町田：そ、そんなことないと思いますけど（汗）

先生：みんな、おはよう。

一同：おはようございます！！

先生：さて、悩める納税者の方々がたくさん並んでくれているのかな？

町田：もちろんです！

加納：ええ、きっと…

高梨：はい、たぶん…

先生：（もしかして…誰も来ていないのだろうか？）

加納&高梨：では、僕たちは出張に行ってきます！町田さん、後よろしく！！

町田：はい！行ってらっしゃい！

先生：では、さっそく悩める納税者さんをお呼びしょうか。

町田：はい！！お待ちの方どうぞ。

宝辻：せ、せ、先生！！た、た、大変なんです！！

町田：宝辻さん、落ち着いて下さい。

先生：どうしました、宝辻さん。

宝辻：実は、大きな声では言えないのですが……ごによごによごによ…

先生：…宝辻さん、小さすぎて聞こえませんよ。

宝辻：あ、すみません。実は、オータムジャンボ宝くじで1等に当選したんです！！3億円当たっちゃったんです！！

先生&町田：わあ！すごい！！おめでとうございます！！

宝辻：で、先生、この3億円に関して、税金はどうなりますか？

先生：宝くじの当選金に関して所得税は非課税になります。

宝辻：本当ですか！！！！よかったあ！！

先生：当選金の使い道はお考えですか？

宝辻：はい、まず両親と妻と子供二人にいくらか渡したいと考えています。あとは今あるローンを返済して、新しい車を買って、残りは貯金をしようと考えています。

先生：わかりました。ではまず、当選金を全額、宝辻さんがお持ちであるならば、所得税はかかりませんが、それを他の人に与えるとなると贈与税がかかってしまいます。ですので、ご両親と奥様、お子様にお渡しになった分は確定申告をして贈与税を納めないといけません。

宝辻：確か、年間110万円までは、非課税ですよ？

先生：そうですね、ですので毎年ご家族に110万円ずつ贈与されるのがよいかと思います。

宝辻：なるほど、そういえば先生、教育資金の贈与というのが今年から始まりましたが、あれは、祖父母から孫にだけですか？

先生：いえいえ、親から子へも対象になりますよ。ですので、お子さん二人にはそれをされるのもいいですね。



町田：宝辻さん、お子さんはいくつですか？

宝辻：10歳と12歳です。

町田：30歳まで適用されるので、十分お子さんの教育資金として活用できますね。みなさん、詳しくは前号のNaviNaviをご覧くださいね。

先生：町田くん、誰に言っているのかな？

町田：あっ、失礼しました。

宝辻：ええっと、先生、では僕は来年の確定申告では何をすればよいのですか？

先生：宝辻さん自身の確定申告は必要ありません。念のため、換金の際に「当選証明書」を発行してもらっておけば、税務署にお金の出所もわかってもらえますよ。そして、ご家族に贈与をされるのであれば、ご家族分の確定申告は必要ですので、忘れずに行ってくださいね。

宝辻：わかりました。ありがとうございます。

町田：確定申告時にわからないことがありましたら、是非、辻井税理士事務所までお尋ね下さいね。

先生：宝辻さん、お悩みは解消しましたか？

宝辻：はい！！スッキリしました！！本当にありがとうございました。

先生：また何かお悩みができましたら、いつでもお越し下さい。

宝辻：はい、では失礼します！！

町田：お気を付けてお帰り下さい。

町田：それにしても宝くじで1等だなんて、うらやましいですね、先生？

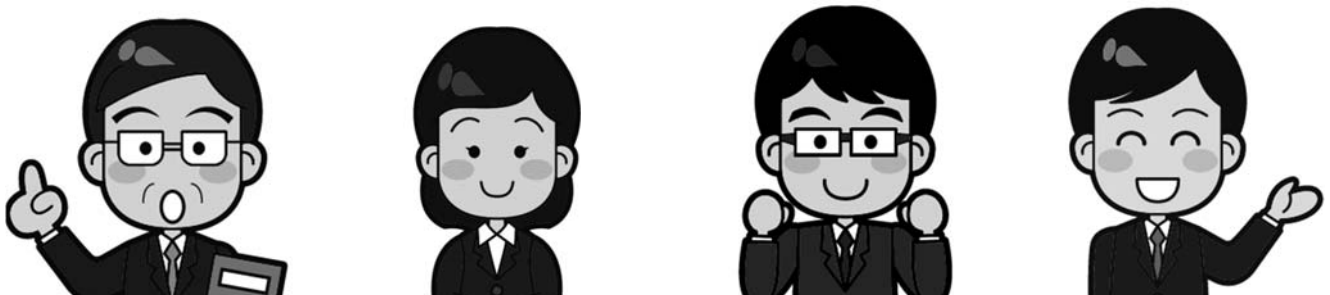
先生：ん？そ、そうだね。。。。

町田：（何か、怪しい・・・もしかして先生も高額当選経験が・・・？）

先生：ま、町田くん、次の悩める納税者さんをお呼びしようか

町田：（やっぱり怪しいけど・・・まあいいか）次にお待ちの方どうぞ！！！！

※このコーナーの登場人物は当事務所とは関係ありません？



●本日のアドバイス●●●●●●●●

- ・宝くじの当選金に関して所得税は非課税。
- ・当選金を分ける場合は贈与税がかかります。
- ・ちなみに年間50万円以上の宝くじ以外の懸賞・福引などで受け取った商品、競馬・競輪などの払戻金などは、「一時所得」とされ、所得税がかかります。

●お知らせ●●●●●●●●

「行列のできる！？税理士事務所」ではみなさんのお悩みを募集しています。「気になるけど、今さら聞けない」と思っていること、「素朴な疑問」など、どんなことでも結構です。どしどしお待ちしております。

(1) 高校授業料無償化に所得制限導入！？

平成25年10月18日、政府は高校授業料無償化に所得制限を導入する改正法案を閣議決定し、国会に提出しました。今国会で成立した場合、2014年度入学の1年生から実施されるとのことです。所得制限のラインは世帯年収で910万円ということですが、なぜ910万円なのかという根拠は、

- ・所得制限の対象を全体の2割程度にする
- ・都道府県が実施する授業料免除制度のうち、最も手厚い京都府の支給対象を上回る額にする
- ・私立高校生への対象を中間所得層まで拡大する

ということであり、これにより高校生全体の22%が高校授業料無償化の対象から外れ、約490億円の財源が生み出されると試算されているようです。

(2) 復興特別法人税が前倒しで廃止される！？

安倍首相は賃金引上げを前提として、今回の経済対策に復興特別法人税の1年前倒し廃止を検討しているようです。しかし、ロイター企業調査によるとその廃止によるキャッシュフローを賃金に振り向けると答えた企業は5%にとどまり、最も多かった回答は内部留保で30%に上ったようです。

また、法人全体の7割が赤字である現況においては復興特別法人税が廃止されたとしても何ら影響がない法人が大多数であり、廃止による賃金引上げの効果は限りなく限定的であると言わざるを得ないのではないかと考えられますが・・・。

(3) 国外財産調書制度が始まります！

居住者（「非永住者」を除く。）で、その年の12月31日において、合計5,000万円を超える国外財産を有する者は、その財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した国外財産調書を、その翌年の3月15日までに提出しなければならないこととなっております。

虚偽の記載があったり、提出期限内に提出しなかったりした場合には1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることとなりますので、お心当たりのある方は弊所までご連絡お願いいたします。

● パソコンの使える裏ワザ ●

意外と知られていない便利な裏ワザを紹介したいと思います。

今回、紹介するのは画面の拡大・縮小です。wordやexcel、インターネットで表示画面を大きくしたり小さくしたりするとき、右下の倍率を変えて設定しますよね。

実は簡単な裏ワザがあります。

「ctrl」キーを押しながら、マウスのホイールをコロコロしてみてください。

ホイールがついていないタイプのマウスをお使いの方は、できない裏ワザですが、是非試してみてください。

スタッフページ

NAVINAUI編集担当の高橋です、よろしくお願ひします。最近ハマっていることといえば、何と言っても「自転車」です。最近とは言ってもスポーツタイプの自転車に乗るようになってからもう4～5年になるのですが、今でも飽きることは全然ないですねえ～。走るのが苦手な私にとって自転車は入りやすく、普通の自転車とは比べ物にならない軽さのロードバイクでの走行は快適この上ないです！

さて、自転車といえば道路交通法上「軽車両」ということになっています。車両ですので、当然のことながら原則として歩道ではなく車道を走らなければなりません。もちろん左側通行です、守っていない人が大勢いらっしゃるの残念極まりないことですが・・・。

ちなみに自転車の速度制限ですが、軽車両については道路交通法上特段の定めがないため、一般の車両すなわち自動車と同じということになります。原動機付自転車の最高速度は30km/hなのに自転車は一般道であれば60km/hまで出してもスピード違反にならないのです、まあ危ないことこの上ないですけどね。

スポーツの秋、何か運動でも始めようかなと思っていらっしゃる方、ぜひとも自転車を選択肢に入れてみてくださいね～！！



(写真)
平成25年11月4日
鈴鹿サーキットにて



奈良県由来の歴史人物

「治部少(石田光成)に過ぎたるものが二つあり 島の左近と佐和山の城」と謳われるほどの名将「島左近」は、大和国平群郡の国人の家系に生まれたと言われていています。島左近は石田光成が三顧の礼をもって迎えたと言われており、関ヶ原の戦いでの勇猛な奮戦ぶりは東軍諸将の間でも語り草になっていたそうです。



島左近は石田光成に仕える以前は筒井順慶に仕えており、筒井家と言えば郡山城を居城としていたことで知られています。郡山城の改修にあたり奈良には良質な石材が乏しかったため、寺院の石地蔵や墓石・仏塔なども徴発され、石垣石として使用されたそうです。桜の名所として有名な郡山城ですが、石垣に使われている石地蔵を探してみるのもおもしろいかもしれませんね。



私たちの業務のご紹介

私ども税理士事務所は、税務、会計に関する業務を中核に、お客様の日常的に発生する諸問題を
お客様と一緒に受け止め、悩み、考え、解決する集団です

お客様のご事業の健全な継続と発展のために、コンプライアンスを掲げ、危機管理にも配慮しつつ
お客様の事業努力の成果としての適正な決算・申告等のお手伝いをします

お客様の事業継承及び財産継承のお手伝いをいたします

(業 務 内 容)

1. 個人の方、法人の方の所得税や法人税の申告相談、
決算報告書の作成、各種確定申告書の作成などを
いたします
2. 相続税や贈与税の申告相談などをいたします
3. スムーズな事業継承や財産継承のための事前の対
策のお手伝いをいたします
4. 危機管理の一環としての保険指導をいたします



私ども税理士事務所では、特に営業というセクションは設けており
ません

わたくしどもは、職員の一人ひとりが自分の仕事を確実に誠意をも
って実践することが、信用であり、営業であると信じております
ご信頼をいただくことのできたお客様からの新たな関与先のご紹介
こそがわたくしどもの営業であり、わたくしどもの誇りであると思
えます

お客様からのご紹介、歓迎いたしております

辻井税理士事務所は、地域にあって、お客様の視点で、お客様と共に、グローバル
な観点から、お客様をしっかりとお支えする税理士事務所です

平成25年度年末調整説明会のご案内

来る平成25年12月6日（金）、午後1時30分より大和高田経済会館にて、平成
25年度年末調整説明会を開催いたします。参加人員は問いません。

参加費も無料です。詳しくは別紙をご参照下さい。



事務所からのお願い

所得税・消費税の確定申告時期は、贈与税の確定申告も行われることとなっております。この時期は、私ども
税理士事務所は、一年で最も忙しい時期を迎えます。そのため、自社株式の評価額計算及び不動産の評価額計算
につきましては、財産の事前評価依頼書により申し込みをしていただくこととなっております。誠に勝手ながら、
申込依頼書の締切日は毎年11月30日とさせていただきます。

お早めの御連絡をお待ちしております。